

下水道管路施設の小規模工事を対象とした
電子入札等システム導入業務委託に係るプロポーザル募集要項

令和7年4月

京都市上下水道局下水道部管理課

1 委託業務の概要

本業務委託は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が実施する下水道管路施設の小規模工事（取付管新設工事、雨水ます新設工事及びこれらの修繕を行う緊急工事等）に係る入札等事務の効率化や透明性・公平性・競争性の向上を目的として、入札等に係る各手続きについてインターネットを介して行うことで、一連の業務を電子的に行うシステムを導入するものである。

本業務委託の受託候補者については、業務委託内容に係る企画提案等を重視するため、プロポーザル方式により選定する。企画提案等の募集内容については、以下のとおり、本業務委託に係るプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりとす。

(1) 委託業務名

下水道管路施設の小規模工事を対象とした電子入札等システム導入業務委託

(2) 委託業務内容

電子入札コアシステムを基盤とした電子入札等システムの構築及び導入業務とする。詳細は、下水道管路施設の小規模工事を対象とした電子入札等システム導入業務委託プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）に記載のとおりとす。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費の上限額

10,000,000円（基本システム導入費用）

※ 上記金額は税抜金額である。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。上記予算金額を超える提案は評価をしない。

2 プロポーザルへの参加資格要件

- (1) 京都市上下水道局契約規程第6条に規定する「京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（物品）」に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）又は京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に定める者であること。
- (2) 本プロポーザル公表の日から、当局が受託候補者を通知する日までの間において、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 本業務委託の主旨を十分に理解したうえで確実に実施できること。
- (5) 同種・類似の業務委託の契約履行実績（履行中のものを除く）を有すること。

3 プロポーザルに係る質問の受付及び回答

(1) 質問者

募集要項及び要求仕様書等について質問ができるのは、募集要項2「プロポーザルへの参加資格要件」を満たしている者とする。

(2) 質問受付期限

令和7年4月11日（金）正午までとする。

(3) 質問受付方法

様式1の質問票を用いて、募集要項9「問い合わせ及び提出先」のメールアドレス宛に問い合わせること（電話又は面談での質問は受け付けない。）。

(4) 質問への回答

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和7年4月18日（金）までに、当局ホームページに掲示する（個別には回答しない。）。

4 プロポーザルへの参加に必要な提出書類

(1) 提出書類

ア 本プロポーザルへの全ての参加者は、次の書類を提出すること

番号	書類名	様式の指定	提出方法
1	質問票	有（様式1）	電子メール等
2	参加申請書	有（様式2）	
3	企画提案書	無（任意様式）	
4	企画提案企業概要	無（任意様式） ※企業パンフレット可	
5	見積書	無（任意様式）	
6	ネットワーク構成概要図	無（任意様式）	

イ 本プロポーザルへの参加者で、競争入札参加有資格者でない場合は、上記アに加えて、次の書類も各1部提出すること。

番号	書類名	様式の指定	提出方法
1	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 又は登記簿謄本 ※ 法人の場合のみ。	—	郵送
2	印鑑証明書	—	
3	法人税又は所得税及び消費税の未納がないことを証する納税証明書	—	
4	京都市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証する納税証明書 ※ 法人にあっては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあっては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ。	—	
5	調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※ 京都市内に事業所等があり、当該事業所等の水道の使用者名義が応募者名義の場合のみ。	有	
6	誓約書 ※ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書。	有	

※ 1～4については、原本（コピー不可）とし、申込日から3箇月以内に発行されたものとする。

(2) 提出方法

ア 電子メール等での提出

電子メールで提出する場合、募集要項9「問い合わせ及び提出先」のメールアドレス宛てに送付すること。

イ オンラインストレージサービスの利用による提出

オンラインストレージサービスを利用し提出する場合、受信（ダウンロード）に必要な情報を、電子メール本文に記載すること。

なお、オンラインストレージサービスは、次のいずれかを利用すること。

- ・ データ便
- ・ D r o p b o x
- ・ f i r e s t o r a g e
- ・ G i g a F i l e 便

(3) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時必着

(4) 提出書類の注意事項について

提出書類の作成については、募集要項別紙1を確認すること。

5 提案内容の評価

(1) 提案内容の評価

提出書類等により、募集要項別紙2の評価基準に基づき評価する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 評価者

評価者は、以下の当局職員4名とする。

下水道部長

下水道部担当部長

下水道部管理課長

下水道部管理課担当課長

(3) 受託候補者の内示及び評価結果の通知

評価の結果、受託候補者を選定したときは、令和7年5月23日（金）に受託候補者に内示するとともに、全ての参加者に対し評価結果を通知する。

なお、評価結果についての異議は、一切認めない。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかとなる等、失格となった場合、内示は無効となる。この場合において本業務委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を当局に請求することはできない。あくまでも、契約完了するまでは、「受託候補者」（仮決定）である。

(4) 評価結果の公表

評価結果については、受託候補者、参加者及び評価点を、当局ホームページにおいて公表する。

6 提案における留意事項

- (1) 提案数は、参加者1者につき1案とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、提出後の差換え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等は、他の提案者に対して、非公開とする。
- (5) 提出書類等は、返却しない。
- (6) 本業務委託の詳細は、契約を締結後も、受託候補者と当局との協議により、一部の内容を変更する場合がある。
- (7) 受託候補者は、本業務委託の実施に当たって知り得た秘密情報を本業務委託の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。

7 契約

(1) 契約手続き

受託候補者選定後、当局と受託候補者により協議が成立した場合には、受託候補者を本業務委託の受託予定者として契約手続きを行う。

(2) 契約に必要な仕様書の作成

上記の契約手続きに当たっては、「要求仕様書」を基に契約書に添付する仕様書（本業務委託に関するSLA）を作成する。

8 プロポーザルのスケジュール

日程	項目
令和7年4月4日（金）	プロポーザル募集開始
令和7年4月11日（金）正午	質問受付期限
令和7年4月18日（金）	質問への回答
令和7年5月9日（金）午後5時必着	提出書類等の提出期限
令和7年5月23日（金）	受託候補者の内示及び評価結果の通知

9 問い合わせ及び提出先

京都市上下水道局下水道部管理課（担当：北野）

住所：〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

電話：075-672-7838 FAX：075-682-2707

E-mail：g.kanrika@suido.city.kyoto.lg.jp

提出書類の作成方法について

1 企画提案書の内容（募集要項 4-(1)-ア-3 「任意様式」）

要求仕様書を踏まえ、簡潔にまとめること（出力サイズはA4とする。）。

また、以下の内容を必ず記載すること（全て評価対象となるため）。

(1) 本業務委託の履行に係る業務体制

要求仕様書 2 「導入するシステムの機能・サービス要件」を踏まえて記載すること。

(2) 業務実施スケジュール

受託した場合の導入からサービス開始に向けてのスケジュール等（各業務・工程の完了時期を明記）を記載すること。

(3) 同種・類似の業務委託の契約履行実績

提案日から少なくとも過去5年間における同種・類似の業務委託の契約履行実績について記載すること。

(4) データ出力

当局が業務管理のために必要な情報（入札等事業者名や入札等金額などの入札等情報ほか）をシステムから簡便に出力し、必要に応じて当局の管理する媒体に一括入力する等の手段・方式について、対応可能なものについて提案すること。

(5) 既存システムとの区別

本市では、既に「京都市電子入札システム」として電子入札システム（京都市ホームページ「京都市入札情報館」に入口）を運用していることから、類似のシステムの混在により利用者が混乱するおそれがある。本業務委託により運用を開始するシステムと既存システムを利用者に分かりやすく区別する方法について提案すること。

2 見積書（募集要項 4-(1)-ア-5 「任意様式」）

(1) 宛名

見積書の宛名は、「京都市公営企業管理者上下水道局長」とすること。

(2) 代表者名等

本プロポーザルへの参加者の代表者（受任者を設定している場合は受任者）の職名及び氏名、担当者名等を記載すること。

(3) 見積金額

総額と内訳（積算根拠、税等）を明示したうえで、以下のとおり、本業務委託に係る見積書及び基本システムの運用・保守に係る見積書を必ず区分して提出すること（全て評価対象となるため）。

なお、見積金額の算定に当たっては、要求仕様書（参考資料を含む）を参考とすること。

ア 本業務委託に係る基本システム導入費用見積書

イ 基本システムの運用・保守費用見積書（付属する機器がある場合は機器も含む。）

(4) 消費税について

消費税については、外税として記載すること。

(5) 見積有効期限

システム構築に係る契約期間内は有効な見積とすること。

3 ネットワーク構成概要図（募集要項 4-(1)-ア-6 「任意様式」）

導入するシステムに係る、発注機関側と入札等参加者側を含むネットワーク全体の構成概要を図・イラストを用いて表すこと。

評価基準

1 評価点数・評価方法

(1) 企画提案書の評価方法

企画提案書の内容を基に、4名の評価者が以下のとおり5段階評価で採点する。評価者1名当たり100点満点で採点し、その合計点を企画提案書に対する評価点数（400点満点）とする。

(2) 見積金額の評価方法

基本システムの導入費用と、基本システムの運用・保守費用の金額に基づき、採点する。なお、採点に当たっては、評価対象の税抜金額と、本プロポーザルにおける最低金額（税抜）を用いる。基本システムの導入費用と、基本システムの運用・保守費用を合わせて見積金額に対する評価点数（200点満点）とする。

評価対象		配点
企画提案書の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制・履行実績 ・基本システムのサービス内容 ・業務実施スケジュール ・将来的な拡張の可能性（追加機能システムのサービス内容） 	400点
見積金額の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・基本システムの導入に係る見積金額 ・基本システムの運用・保守費用に係る見積金額 	200点
合計		600点

【参考】5段階評価

A	当局の条件を踏まえた具体的かつ独自の工夫が見られ、極めて高い効果が見込まれる（極めて優れた内容である）	配点の100%
B	当局の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、高い効果が見込まれる（優れた内容である）	配点の80%
C	当局の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、一般的な効果が見込まれる（一般的な内容である）	配点の60%
D	当局の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるが、効果が低いと見込まれる（優れた内容ではない）	配点の40%
E	当局の条件に対して、具体的な工夫が見られず、効果が見込めない	配点の20%

2 企画提案書の評価 ※配点の（ ）内は評価者一人当たりの持ち点

(1) 業務体制・履行実績の評価

評価項目	評価内容	配点	採点
業務体制	・当局との連携・窓口の構築度 ・導入後の運用・保守、サポートサービスの充実度	60点 (15)	5段階評価
同種・類似の業務委託の契約履行実績	・同種・類似の業務の契約履行実績が豊富か	60点 (15)	5段階評価

(2) 基本システムの評価

評価項目	評価内容	配点	採点
基本システムの機能、運用に当たってのサービス内容	・業務効率化への有効性 ・基本システムの操作性・視認性 ・業務遂行及び入札等事務との整合性・的確性 ・セキュリティ対策、運用に当たっての安全性	100点 (25)	5段階評価
業務実施スケジュール	・基本システム導入に向け効率的かつきめ細やかな工程・対応となっているか	100点 (25)	5段階評価

(3) 将来的なシステム拡張の可能性（追加機能システム）の評価

評価項目	評価内容	配点	採点
追加機能システムの機能、運用に当たってのサービス内容	・将来的・長期的なシステムの拡張性・柔軟性 ・機能面の独創性・多様性・刷新性 ほか	80点 (20)	5段階評価

3 見積金額の評価

評価項目	配点	採点
本業務委託に係る基本システム導入費用見積書	100点	100点×(最低金額/評価対象金額) ※小数点以下第2位を四捨五入
基本システムの運用・保守費用見積書	100点	100点×(最低金額/評価対象金額) ※小数点以下第2位を四捨五入

4 受託候補者の選定

- (1) 企画提案書及び見積金額について上記のとおり評価・採点し、その合計点（600点満点）が最も高い参加者を受託候補者として選定する。ただし、企画提案書の評価点数が基準点（240点）未満である場合は、受託候補者としない。
- (2) 審査の結果、最高の評価得点を得た参加者が2者以上ある場合は、見積金額に対する評価点が最も高い参加者を受託候補者とする。以上によっても受託候補者を決定できない場合は、抽選により受託候補者を選定する。
- (3) プロポーザル応募書類を提出した参加者が1者のみの場合は、企画提案書の評価点数が基準点を超える場合のみ、当該参加者を受託候補者として選定する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・ 参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - ・ 企画提案書の内容が要求仕様書の内容と合致しない場合
 - ・ 提出書類等に虚偽の内容があった場合
 - ・ 本業務委託に係る見積書に記載された金額が募集要項1(4)「委託費の上限額」に記載した金額を超えている場合